

第2期吉川市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針

1 策定の目的

策定の根拠となるまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）では、「急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため」に必要な取組として「まち・ひと・しごと創生」に関する施策を総合的かつ計画的に実施することとしています。

このような全国的な状況の中、本市では計画的な土地区画整理事業の進展や市民の幸福実感の向上を目指したまちづくりの推進などにより、現在も堅調に人口増加を続けていることから、第1期と同様に、今後の人口増加を確実なものとしていくことを軸としながら、人口増加のピークの先延ばしを図るとともに、いずれ訪れる人口減少に対しても、可能な限り緩やかな減少としていくための施策を戦略的に実施し、将来に渡って活力ある地域社会となることを目的に、第2期吉川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第2期市総合戦略」という。）を策定します。

2 計画期間

令和元年10月24日の吉川市まち・ひと・しごと創生本部会議において、第2期吉川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第2期市総合戦略」という。）の策定については、市民に分かりやすく、より効率的かつ効果的に策定するため、令和4年度を始期とする第6次吉川市総合振興計画の策定に併せて検討を行い、本市の社会構造の変化等を的確に捉えて改めて策定することとされ、第1期に必要な見直しを加えて延長しています。

このような経過を踏まえ、第2期市総合戦略の計画期間については、第6次吉川市総合振興計画前期基本計画の計画期間と合わせ、令和4年度から8年度までの5年間とします。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
総合振興計画	第5次 基本構想			第6次 基本構想									
	第5次 後期基本計画			第6次 前期基本計画					第6次 後期基本計画				
総合戦略	第1期 総合戦略(延長)			第2期 総合戦略									

3 策定にあたっての基本的考え方

- (1) 第1期吉川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の成果と課題を検証し、計画に反映します。
- (2) 第6次吉川市総合振興計画の策定における基礎調査や市民参画の結果を踏まえるとともに、より効果的に施策が展開できるよう、前期基本計画との整合を図ります。
- (3) 市民や企業に分かりやすい基本目標と施策の体系とするとともに、適切な効果検証と施策の見直しにつながる基本指標と重要業績評価指標（KPI）の設定を行います。
- (4) 国の総合戦略や基本方針、埼玉県の総合戦略など地方創生に関する動向等を踏まえるとともに、地方創生関連交付金をはじめとした、地方創生に対する支援制度に対応できる内容とします。

4 策定体制

